

徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年11月29日（水） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- 第1号議案 保留案件の審議について
- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 第5号議案 非農地証明願の審議について
- 第6号議案 非農地通知の審議について
- 第7号議案 農用地利用集積計画の承認について

報告事項

- 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
- 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
- 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
- 4. 農地法第18条第6項の処理について
- 5. 農地改良届について
- 6. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
- 7. 農地の転用制限の例外（農地法第5条）に係る事業計画書の受理について
- 8. 農地であることの証明について
- 9. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 10. 滞納処分による公売に係る照会に対する回答について（徳島滞納整理機構）
- 11. 農地法第5条許可の訂正について
- 12. 転用届出の訂正について（5条届出）

4 出席委員

農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 19名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橋 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 10名

- 3番 大平 雅義
- 4番 岸野 重幸
- 6番 桑野 欣伸
- 8番 中川 敏明
- 10番 武市 慧治
- 11番 松浦 義幸
- 14番 兼田 博行
- 15番 住友 勇
- 17番 野口 芳久
- 18番 政岡 茂

平成29年11月29日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 　　ただ今から、平成29年11月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。

　　本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える全員が出席しており、会議が成立しております。

　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 　　異議なし。

議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、6番・金澤敬治委員、16番・谷川興一委員にお願いします。

　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願いいたします。

　　では、第1号議案、保留案件となっております、非農地証明願についての審議を開始します。

　　それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 　　それでは第1号議案、保留案件の審議についてご説明します。

　　議案書1ページをお開きください。

　　まず、申請について必要な添付書類は整っております。

　　この案件は、申請人が相続による所有権の移転を受ける以前より、露天資材置場等の利用の経緯のある農地の非農地証明の交付を希望するものです。10月の農業委員会総会開催の時点で、非農地化した時点が不明確で、根拠となる航空写真では農地か非農地かが不明確であり、固定資産税の課税地目においても、農地のままであることから、保留となっておりましたが、地元の土地改良区から現存する最も古い台帳が昭和60年のものであり、その時点において、対象地が農地から削除され、農地として認識されていなかったことを記載した意見書、周辺土地所有者からの非農地として扱うことの同意書の提出によって、少なくとも昭和60年以降の30年以上非農地化の状態が継続しているものであると、個人の記憶等でない書面による非農地化の時期の確認、及び周辺土地所有者からの同意がなされたものと認められます。

　　対象地の地目は田、地積は612㎡でございます。

　　以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

議長 　　事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

　　それではご発言が無いようですので、採決いたします。

　　第1号議案の保留案件の非農地証明願についての審議は、本案件を議案書のとおりに

証明することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第1号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、植田美恵子委員に、ご退席をお願いいたします。

なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われず。

耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明させていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、92aに至るもので、許可後は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、78aに至るもので、許可後は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

3番と4番は、取得後の営農計画等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、220aに至るもので、許可後は対象地において甘薯の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人は、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められ、先に取得した農地に隣接し、一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地であります。許可後は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後60aに至るもので、許可後は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転され

るものです。譲受人の耕作面積は許可後、150aに至るもので、許可後は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、85aに至るもので、許可後は対象地において自家用野菜の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、191aに至るもので、許可後は対象地において水稻、里芋の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、163aに至るもので、許可後は対象地において牧草、自家用野菜の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上10件で、対象地は田3, 391㎡、畑2, 271㎡の、合計5, 662㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

それでは、次の議案の審議に移ります。第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書4ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、農家住宅建築のために住宅用地に転用しようとするものでございます。立地基準については、申請地は、方上小学校から南へ約280mに位置する農地で、集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されますが、集落接続の不許可の例外規定に該当し、優良農地を分断する恐れもありません。一般基準について、申請地東側に現在、申請人の居住する実父の所有する家屋があり、申請人が居住するための住宅の建築を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

2番と3番は、申請人、事業内容が同一ですので、合わせて、説明させていただきます。共に、申請人が、太陽光発電設備設置用地に転用するものでございます。立地

基準については、2番が、黄金橋の南、約200mに位置し、3番が、黄金橋の南西約120mに位置している、共に、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準について、申請人は、労力不足から耕作面積の縮小が必要となり、申請地の環境が、設置環境として問題がなく、自宅からも近いことから、申請地での、太陽光発電設備による売電事業を計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、2番が、パネル枚数288枚、発電容量として82.0kW、発電出力として49.5kW、事業費は1,900万円。3番が、パネル枚数820枚、発電容量として250.1kW、発電出力として200.0kW、事業費は5,600万円で、事業費のすべてを自己資金で賄うとのことで、口座の残高証明書の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接する農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、3番については転用面積が1,500㎡を超えており、大規模なため、今月20日に川内地区の委員さん、4人と事務局2人、転用者側1人により地区審査を実施しました。

4番は、申請人が、既存敷地の拡張のために、住宅用地に転用しようとするものでございます。立地基準については、申請地は、神例造船の南に位置している、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準については、申請地を含む農地の相続を受けた際、居住する自宅敷地が隣接する農地の一部となっていることがわかり、これを是正するため、申請地を分筆し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、農地法の許可を受けずに転用し、住宅敷地としていることを反省する旨の始末書の提出があります。

第3号議案は以上4件で、田1,773.44㎡、畑が2,165㎡の合計3,938.44で、ございます。

転用目的の内訳は、住宅用地537.44㎡、その他施設用地3,401㎡で、ございます。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員

地区審査の心証についてご報告させていただきます。

今月20日の午後1時30分から、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は天羽委員さん、大平推進委員さん、岸野推進委員さん、と私、転用者側1人、事務局2人の7人でございます。

場所は、市立方上小学校から南に約300mに位置する市街化調整区域内にある集団的優良農地の甲種農地になりますが、集落接続の例外規定にあてはまりません。

今回の申請は、現在、親の住宅に居住する申請人が独立して、隣地の申請地に農家住宅を建築するということです。土地の造成については、特に行わないで、既設の土留めを利用するとのことで、南側の農地として残す部分との境は、紐コンクリートを設置するとのことです。また、排水については合併浄化槽を新設し、北側の既存排水

路を利用するとのことです。

事務局からは、申請地を管轄する勝浦川土地改良区の排水承諾書、転用に関する支障がない旨の意見書の提出を受けていると報告を受けています。

周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はないと思われしますので、勝占地区の委員は一致して転用もやむを得ないとの心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。続きまして、3番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員

今月20日の午前10時30分から3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は植田委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員4人と、転用者側1人、事務局2人の7人です。

申請対象の農地は、黄金橋の南西約120mに位置しており、事務局によるとこのあたりは、公共投資の対象となっていない、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、申請人が、自分の土地を4条許可で、太陽光発電設備を設置する計画であるとのことです。土地の造成については、既存のひもコンや市道側溝を超えない高さまで盛り土してクラッシャーを敷きつめるとの説明でした。排水についてですが、雨水のみで、南側の既設水路に排水するとのことです。

事務局からは、申請地を管轄する沖島川向水利組合の排水同意、吉野川土地改良区からも転用届出の受理を受け、同意書、受理・意見書の提出を受けていると報告を受けています。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、1番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問すること、2番から4番案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第3号議案については、1番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問すること、2番から4番案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書5ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、幼稚園の運動場へ転用するもので、転用期間は許可日から3年間の一時転用です。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、隣接地で幼保一体連携施設建設にあたり、既存の園庭及び運動広場が当面の間使用できなくなることから、滑り台やブランコなどの既存遊具の一部を移設して、申請地を幼稚園児、保育園児が仮設の運動場として使用できるよう、工事期間が終了するまでの一時転用申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番と3番は、譲渡人、譲受人、事業内容が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、平地で日当たりも良く、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、それぞれ太陽光パネル316枚、発電容量90.0kW、出力49.50kW規模のもので、事業費は合わせて5,000万円全額を金融機関より借入とする資金証明書の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、4番の申請地につきましては、すでに農地法の許可を受けずに埋め立てされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。また4番の申請地は、隣接地823㎡が、すでに今年の7月総会において許可済となっており、隣接地の残地部分にあたる農地でございますが、農振除外の手続きが当初できていなかったため、申請地が今月の申請となりました。先にご説明させて頂いた発電設備の概要は、隣接地での一体利用分を含めての枚数及び規模となります。

4番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、日照条件も良く、効率的に発電が可能であることからこの地に太陽光発電設備を計画し、このたびの申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル230枚、発電容量90.0kW、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,600万円を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、自身が代表を務めて経営している土木工事が現在利用している資材置場が手狭になっていることや、申請地近隣の工事受注が増えていることから、申請地が幹線道からも近く利便性も高いため、このたびの申請

に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに埋め立てられて一部資材を保管しており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

6番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、産業廃棄物処分業及び一般廃棄物再生利用業を営んでおり、既存の資材置場及び作業場が手狭で、資材置場の拡張を計画していたところ、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

7番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル300枚、発電容量75.0kW、出力49.50kW規模のもので、事業費総額2,200万円を金融機関より借入とする資金証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、譲渡人と隣接農地の所有者が、以前より主に排水の関係で揉めており、本案件の転用申請にも反対していたため、面積要件では地区審査は不要となっている案件ではございますが、先月11日に上八万・一宮地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側及び関係者7名により地区審査を実施しました。

8番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、農業用倉庫に転用するものです。立地基準については、10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、転用目的が農業用施設であるため、農地法施行令第4条第1項第2号イの不許可の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。一般基準について譲受人は、近年、収穫した農作物や農機具、農業用資材などの保管場所及び作業場が不足していたため、自宅からも近いこの地に農業用倉庫を建築する計画に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

9番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、建築工事業を営んでおり、工事受注の増加等業務拡張に伴い、新たな資材置場を探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月20日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

10番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、申請地が付近に高い建築物がなく、日光が早朝から日没近くまで当たるため、効率的な発電が可能なることから、話がまとまり申請に至ったもので、発

電設備の概要は、太陽光パネル300枚、発電容量85.50kW、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,512万円を自己資金とする資金証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

11番は、譲受人が所有権の移転を受けて、専用住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、川内町で土地及び建物を所有しておりましたが、四国横断自動車道、徳島東ICから徳島JCT間の新設工事施工区域内に所在しており、当該事業にかかる公共施設の用地に充てるため、収用による移転が決まり、代替地を探していたところ、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

12番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在賃貸マンションで生活をしておりますが、現在の住居での生活が手狭となり、親の面倒もみることのできる、実家から数十mほどにあるこの地に住宅建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

13番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、資材置場、作業場及び駐車場へ転用するものです。立地基準については、集团的優良農地の要件を満たす第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。一般基準について譲受人は、一般廃棄物再生利用業を営んでおり、隣接地に事務所を構えておりますが、現在利用している資材置場が満杯状態で業務に支障をきたしており、譲受人が顧客から購入する切枝、切株、木屑置場と、それらを堆肥化する作業場及び来客用駐車場として申請地が適地であったことから、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、申請地の一部につきましては、平成24年2月にすでに農地法の許可を受けずに造成されて駐車場として利用されており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。また、優良農地の転用案件であるため、今月13日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

14番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、特養老人ホーム、老健施設の経営等、社会福祉事業を営んでおり、現在近隣の駐車場を賃借して関係車両用の駐車場を確保しておりましたが、賃借している一部の駐車場用地について、グループホームを建設につき今後使用ができなくなることから、現在確保している駐車場だけでは手狭なため、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超えており大規模であるため、今月15日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

15番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されま
す。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事
業を行うにあたり、申請地が閑静な集落内で日光を遮断する障害物もないため、この
地が最適とし、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル324枚、発
電容量87.48kW、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,910万
円を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。
また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第4号議案は以上15件で、田12,054㎡、畑1,121.36㎡の
計13,175.36㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が950㎡、その他施設用地が12,225.36㎡
です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、
まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、7番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員
さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員

10月11日の午前10時から7番の案件で地区審査を実施いたしましたので報
告します。

参加者は川人会長、武市推進委員さん、松浦推進委員さんと私の委員4名と、事務
局2名、転用者側及び関係者の方々7名の計13名です。

場所は、徳島市一宮小学校から東へ約500mに位置する農地で、このあたりは、
公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をして太陽光発電設
備に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成29年の2月
に除外になっているとのこと。申請地は、付近に高い建物もなく、日照条件も良
いことから所有者と話がまとまり、このたびの申請に至ったとのこと。土地の造
成については、整地を行い、申請地の周囲にフェンスを新設し、周辺の農地や水路、
道路へ影響がないように配慮するとのこと。排水についてですが、雨水のみで、
地下浸透及び東側の既存の水路に排水するとのこと。排水路の用水を管理する地元
の土地改良区と協議も整っております。また、譲渡人と隣地所有者は排水路の関係で、
以前より揉め事も時折あったそうですが、このたびの地区審査を経て、当事者間で話
し合いの場をもうけたそうで、話し合いの結果、工事費は譲渡人負担で隣地所有者の
農地にも排水桝を設置し、申請地西側の市道側溝の落ち口も水が流れやすいようにカ
ットするとのこと。これらの内容を土地売買契約の補足として、関係者の合意書の
提出を受けております。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法
上で許可相当となる条件を満たしているため、上八万・一宮地区の委員は一致して、
許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。続きまして、9番案件の地区審査に参加していただいた、

川内地区の植田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

植田委員 今月20日の午前10時から9番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は細川委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員4名と、事務局2名、転用者側3名の計9名です。

場所は、徳島市川内北小学校から南へ約50mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をして露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成19年6月以前より農用区域外であるとのことです。土地の造成については、山土で進入路と同程度の高さまで盛り土し、整地して、コンクリート二次製品、土砂、砂利等の資材置場にしようとする計画で、周囲は公衆用道路、宅地等に囲まれているため、周辺農地に悪影響を及ぼすことはないとのこと。また、排水については雨水のみで、地下浸透及び既設の集水樹に水が集まるよう造成時に勾配をとり、南側の側溝へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区との協議は整っております。

なお、申請地周辺道路は、川内北小学校及び幼稚園からも近く、普段は通学路としても利用されているため、児童たちの登下校の際にはトラック等の出入りには細心の注意を払うようにし、工事等が登下校時間帯にさしかかる際には、ガードマンを配置して、子供たちの安全確保にも最大限努めるとのことです。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、13番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 まず、今月13日の午前10時から13番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は浦川推進委員さんと私の委員2名と、事務局2名、転用者側1名の計5名で地区審査を実施しました。

場所は、市立考古資料館から東に約600mに位置する農地で、このあたりは10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、農地の分断の恐れもないとのことです。

また、農振法の除外については、今年の6月に除外申請を行い、今月に除外公告済とのこと。です。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、資材置場、作業場及び駐車場にするとのこと。土地の造成については、北東側にコンクリートブロックを新設し、既設のブロックと併せて周囲をコンクリートで囲み、譲受人が受

注している水道施設工事で発生する残土や山土にて盛り土を行い、隣接農地への被害も及ばないように十分に対策をすることです。排水については、雨水のみで、地下浸透及び、造成時に勾配をつけて、東側及び西側の既存水路に放流する計画であり、地元の土地改良区との協議も整っているとのこと。現地は事務局からの説明にもあったとおり、すでに農地の一部が埋め立てられ関係車両用の駐車場として使用されており、始末書の提出を受けているようですが、今回の転用許可申請については、被害防除措置等に問題はなく、結論として国府地区の委員は一致して、追認での許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、14番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 まず、今月15日の午後1時30分から14番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、事務局2名、転用者側1名の計5名で地区審査を実施しました。

場所は、県道徳島鴨島線と県道29号線の交差点から北に約500mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

また、農振法の除外については、平成19年以前より農用地区域外とのこと。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天駐車場にすることです。土地の造成については、南側にコンクリート擁壁を新設し、既存擁壁とあわせて周囲をコンクリートで囲み、良質の山土にて盛り土を行い、周辺の農地や水路、道路へ被害が及ばないように十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地下浸透及び、東側の既存水路と西側の側溝に放流する計画であり、地元の土地改良区との協議も整っているとのこと。結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしておりますので、南井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から12番案件と、14番、15番案件を議案書のとおり許可すること、13番案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

- 議長 異議がないということですので、第4号議案については1番から12番案件と、14番、15番案件を議案書のとおり許可すること、13番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
第5号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第5号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。
議案書8ページをお開きください。
すべての申請について所定の添付書類は整っております。
1番の申請地は、徳島市農村環境改善センターの県道を挟んだ南向かいに位置する農地でありましたが、建設業を営む申請人の長男によって、申請地北側の県道拡幅工事時の昭和55年から56年頃、建設残土を置き、資材置場として利用されるようになり、資材置場として現在においても利用されているものです。
非農地化の確認資料としましては、平成10年度総合名寄帳により平成10年1月1日の賦課期日以前から固定資産税の課税地目は雑種地となっていることが確認できます。また、平成8年4月13日撮影の航空写真が添付されており、現地が非農地化していることは、現地調査でも確認しております。
申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。
第5号議案は以上1件で、対象地は田747㎡のみでございます。
以上、ご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。
それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。
第5号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
第6号議案、非農地通知の審議について、を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第6号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。
議案書9ページをお開きください。
1番の申請地は、徳島市考古資料館から南に約300mに位置しており、平成29年11月13日に、地元の委員さん2人と事務局2人で状況を確認しております。
現況について、2筆の対象地の間に宅地があり、所有者も居住していた住宅が存在しておりますが、空家となり、住宅が見えず、人が進入できないほど竹や雑木が繁茂した状況で森林の様相を呈しており、進入路も狭く、そのため、農業用機械の使用は

極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。周辺は、優良農地が多く、現在の状態は、家屋の倒壊等の問題もあり、非農地判定により宅地部分を含めた形で、雑木等の伐採をすることが必要な状況であります。

第6号議案は以上1件で、対象地は畑のみの926㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第6号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第6号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第7号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、朝田三郎委員に、ご退席をお願いいたします。

なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第7号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書10ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が16件、再設定が8件で合計24件となっており、そのうち、賃貸借が20件、使用貸借が4件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～3番が多家良地区・3筆・3件、4番・5番が勝占地区・4筆・2件、6番・7番が加茂名地区・5筆・2件、8番が上八万地区・8筆・1件、9番が不動地区・2筆・1件、10番が川内地区・2筆・1件、11番～13番が国府地区・4筆・3件、14番が南井上地区・1筆・1件、15番～24番が北井上地区・22筆・10件となっております。

利用権設定については以上で、田23筆24,029㎡、畑28筆30,979㎡の合計51筆55,008㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員 それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書14ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、でございます。

15ページにわたって、4件、受理いたしました。

16ページをお開きください。

2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。3件受理、いたしました。

17ページにお移りください。

3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。7件受理し、18ページに集計いたしました。

19ページにお移りください。

4番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。5件、受理いたしました。

20ページをお開きください。

5番は、農地改良届について、でございます。1件、受理いたしました。

21ページにお移りください。

6番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について、でございます。1件、受理いたしました。

22ページをお開きください。

7番は、農地の転用制限の例外（農地法第5条）に係る事業計画書の受理についてでございます。1件、受理いたしました。

23ページにお移りください。

8番は、農地であることの証明について、でございます。2件、証明しました。

24ページをお開きください。

9番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてでございます。1件、徳島地方法務局に回答いたしました。

25ページにお移りください。

10番は、滞納処分による公売に係る照会に対する回答について、でございます。

1件、徳島滞納整理機構に回答いたしました。

26ページをお開きください。

11番は、農地法第5条許可の訂正について、でございます。1件、訂正いたしました。

27ページにお移りください。

12番は、農地法第5条届出の訂正について、でございます。1件、訂正いたしました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、農業委員会総会―農地関係については以上となります。ありがとうございました。

(16時35分)